

新旧対照表

| 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて（平成19年9月7日健感発第0907001号）」（抜粋） (一部改正) | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて（平成19年9月7日健感発第0907001号）」（抜粋） (旧) |
|--|--|
| <p>第1 (略)</p> <p>第2 退院に関する基準</p> <p>結核について、法第26条において準用される法第22条の「当該感染症の症状が消失したこと」とは、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したこととし、結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査の結果が連續して3回陰性であることをもって確認することとする。</p> <p>ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査の結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査の結果が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。</p> <p>また、以下のアからウまでのすべてを満たした場合には、法第22条に規定する状態を確認できなくても退院させができるものとする。</p> <p>ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。</p> | <p>第1 (略)</p> <p>第2 退院に関する基準</p> <p>結核について、法第26条において準用される法第22条の「当該感染症の症状が消失したこと」とは、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したこととし、結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査の結果が連續して3回陰性であることをもって確認することとする。</p> <p>ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査の結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査の結果が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。</p> <p>また、以下のアからウまでのすべてを満たした場合には、法第22条に規定する状態を確認できなくても退院させができるものとする。</p> <p>ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。</p> |

イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連續して3回陰性である。(3回の検査は、原則として塗抹検査を行うものとし、アによる臨床症状消失後にあっては、速やかに連日検査を実施すること。)

ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。(なお、確認にあたっては、医師及び保健所長は、別紙に記載されている事項を確認すること。)

第3 (略)

第4 (略)

イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連續して3回陰性である。(3回の検査の組み合わせは問わない。)

ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。(なお、確認にあたっては、医師及び保健所長は、別紙に記載されている事項を確認すること。)

第3 (略)

第4 (略)